

第 5 5 号議案

足立区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
足立区政務調査費の交付に関する条例（平成 1 3 年足立区条例第 4 1
号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「及び第 1 5 項」を「から第 1 6 項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条（見出しを含む。）及び第 7 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 8 条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第 9 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

（透明性の確保）

第 1 1 条 議長は、第 9 条の規定により提出された収支報告書等につい

て、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第 12 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「区政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額（第 8 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）」を「第 8 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」に改める。

第 14 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

| 項 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 会派又は議員が行う区の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 |
| 研修費 | 会派又は議員が研修会、講演会等を開催するために要する経費及び他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費 |
| 会議費 | 会派又は議員が各種会議を開催するために要する経費及び他の団体の開催する意見交換会等各種会議に参加するために要する経費 |
| 資料作成費 | 会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 事務費 | 会派又は議員が行う活動に必要な事務用品の購入等に要する経費 |
| 人件費 | 会派又は議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 広報広聴費 | 会派又は議員が行う調査研究活動、議会活動等を区民に周知し、又は報告するために要する経費及 |

| | |
|---------|--------------------------------------|
| | び区民からの区政等に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 事務所費 | 会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 要請陳情活動費 | 会派又は議員が要請、陳情活動を行うために要する経費 |

別記様式を次のように改める。

別記様式（第9条関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

足立区議会議長 様

印

足立区政務活動費の交付に関する条例第9条第1項又は第3項の規定により、 年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

（単位：円）

| 項 目 | 支 出 額 | 備 考 |
|---------------|-------|-----|
| 調 査 研 究 費 | | |
| 研 修 費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資 料 作 成 費 | | |
| 資 料 購 入 費 | | |
| 事 務 費 | | |
| 人 件 費 | | |
| 広 報 広 聴 費 | | |
| 事 務 所 費 | | |
| 要 請 陳 情 活 動 費 | | |
| 合 計 | | |

（注）備考欄には、主たる支出内訳を記載する。

3 残 余 _____ 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の足立区政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に変更するほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。